

沼田都市計画地区計画の変更（沼田市決定）

都市計画柳町環状線沿道東地区地区計画を次のように決定する。

名 称		柳町環状線沿道東地区地区計画
位 置		沼田市柳町の一部
面 積		約 1.9 ha
3	地区計画の目標	沼田都市計画マスタープラン改訂版に掲げる都市再生拠点・都市再生ゾーンの形成を推進し、日常生活サービスのまとまりを形成する。
	土地利用の方針	日常生活サービスに資する土地利用誘導を図りつつ、住環境を保全する。
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>建築物等の用途の制限</p> <p>建築してはならない建築物</p> <p>1 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第二号から第六号までに掲げるもの</p> <p>2 事務所（2階以下をその用途に供するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以下のものを除く）</p> <p>3 畜舎（その用途に供する部分の床面積の合計が15㎡以下のものを除く）</p> <p>4 自動車修理工場</p> <p>5 建築基準法別表第2（と）項第四号に掲げるもの（2階以下をその用途に供するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以下のものを除く）</p>
備 考		

「区域は、計画図表示のとおり」